

まつばらテラス(輝) 施設利用のしおり



まつばらテラス(輝)

〒580-0044 大阪府松原市田井城3丁目104-2

TEL 072-330-0326 FAX 072-330-0327

【目次】

★ご利用の流れ（お申込み～ご利用・ご精算まで）・・・・・・・・P.1

★ご利用のお申込み・ご利用方法

① 休館日・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

② ご利用時間・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

③ 申込受付日・受付時間・・・・・・・・P.2

④ 申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・P.2～3

⑤ 申込受付期間・・・・・・・・・・・・P.3

⑥ ご利用料金・・・・・・・・・・・・P.3～4

⑦ ご利用の制限・・・・・・・・・・・・P.5

★ご利用にあたって・・・・・・・・・・・・P.6～7

ご利用の流れ（お申込み～ご利用・ご精算まで）

1. 利用者登録（P.2）

- ・施設のご利用には、まず利用者登録が必要です。
[登録は、まつばらテラス(輝)1階総合受付窓口(=以下窓口という。)での登録となります。]
- ・団体概要やご利用内容を確認後、利用者コードを発行します。

2. 施設利用のお申込み（P.2～）

- ・施設予約システムでお申込みください。
 - A. 利用日の3か月前から予約システムより先着順に受付
 - B. 利用日3日前から予約システムでお申込みはできません。窓口でのお申込みとなります。
利用日当日の申込は午後8時までです。

3. ご利用当日

- ・利用日当日の利用前に使用確認書の提出とお支払いをお願いします。(午前9時～午後8時)
- ・減免にて利用する場合は、当日の参加者名簿と減免申請書を窓口へ提出してください。
- ・ご利用開始時間の5分前(午後・夜間区分は10分前)から窓口で「貸室チェックシート」をお渡しいたします。ご利用後、返却ください。
- ・備品(マイク、プロジェクター等)は、窓口にて貸出いたします。
先着順となりますので、窓口にてご予約ください。
- ・その他、P.6～7の「ご利用にあたって」をご参照ください。

4. ご利用後

- ・ご利用後は、室内を元の状態に戻していただき、清掃し内線電話で窓口へご連絡ください。
備品等の返却は施設管理者の指示に従い、お帰りの際は、窓口へお声かけください。
- ・ご利用時間は必ずお守りください。
- ・ご利用中に破損又は紛失された場合、実費を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

ご利用のお申込み・ご利用方法

① 休館日

- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）

② ご利用時間（開館時間）

- ・午前9時から午後9時まで

午前区分	：	午前9時～正午
午後区分 A	：	午後1時～午後3時
午後区分 B	：	午後3時30分～午後5時30分
夜間区分	：	午後6時～午後9時
全日	：	午前9時～午後9時

※使用時間には、準備・後片付けなど全ての時間を含みます。

時間の配分に十分留意して事業や講座の計画を立てご利用ください。

③ 申込受付日・受付時間（窓口時間）

- ・開館日の午前9時から午後8時まで

④ 申込方法

利用者登録

お申込みにあたっては、まず利用者登録が必要です。

窓口での登録

利用者登録申請書をご記入ください。

⇒お客様の団体概要やご利用内容を確認させていただきます。

確認が完了し、ご利用の許可を出させていただいた時点で、利用者コード（会員ID）を発行します。

※利用者登録時の会員IDとパスワード（4桁）は、今後のお申込みなどに必要です。
必ずお控えください。

予約方法

松原市施設予約システム（インターネット）からのお申込み

<https://reservation.city.matsubara.osaka.jp/>

※パソコン・携帯電話等からのインターネット接続対応。

■利用日の3か月前からの受付について

- ・予約システムにより先着順に受付いたします。
- ・月初め(1日)の午前9時からお申込ができます。(1月のみ4日の午前9時から)

※ご利用料金は、使用確認書提出後、券売機にて現金でお支払いください。

■予約が不必要になった場合

- ・窓口にて予約取消しの申請をお願いします。

※予約取消しはご利用者自身でできませんのでご了承ください。

- ・取消申請書の提出日時によりキャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください。

※キャンセル料については、下記の⑥を参照ください。

⑤ 申込方法

窓口での受付期間	施設予約システム(インターネット)での受付期間
利用日の3日前から当日午後8時まで ※使用許可申請書を提出してください。	利用日の3か月前の1日(午前9時)から 先着順に受付(1月のみ4日の午前9時)

⑥ ご利用料金

- ・ご利用料金は利用日当日の利用前に窓口で使用確認書を提出し、券売機でお支払いください。

■ご利用料金一覧

区分 貸室・ 利用想定人数	午前	午後 A	午後 B	夜間	全日
	午前9時 } 正午	午後1時 } 午後3時	午後3時30分 } 午後5時30分	午後6時 } 午後9時	午前9時 } 午後9時
講座室 (30人)	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	9,000円
陶芸室・ 陶芸準備室 (24人)	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	9,000円
交流・情報 展示コーナー	6,000円	4,000円	4,000円	6,000円	18,000円
研修室 (30人)	1,200円	800円	800円	1,200円	3,600円
会議室1 (10人)	600円	400円	400円	600円	1,800円
会議室2 (10人)	600円	400円	400円	600円	1,800円
会議室3 (30人)	1,200円	800円	800円	1,200円	3,600円
調理室 (30人)	6,000円	4,000円	4,000円	6,000円	18,000円
音楽室1 (50人)	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	9,000円
音楽室2 (5人)	1,200円	800円	800円	1,200円	3,600円
フィットネス ルーム (30人)	6,000円	4,000円	4,000円	6,000円	18,000円
多目的ホール (130人)	6,000円	4,000円	4,000円	6,000円	18,000円
和室 (10人)	600円	400円	400円	600円	1,800円
工芸工作室 (16人)	1,200円	800円	800円	1,200円	3,600円

■ご利用料金の加算

・松原市民以外の方がご利用される場合はご利用料金に 10 割加算いたします。

■ご利用料金の減免制度

・減免制度を受ける際はお支払い前に、当日ご利用される方の名簿を提出してください。

ご利用者が下記条件に該当する場合は減免制度をご利用いただけます。

- a. 松原市内居住の未就学児が 7 割を占める場合 5 割
- b. 松原市内居住もしくは松原市内に通学する学生が 7 割を占める場合 5 割
- c. 松原市内居住の 60 歳以上の方が 7 割を占める場合 5 割
- d. 障がい者の方 5 割
- e. その他、市長が認めた場合は市長が定めた割合

※a・bの登録者が上記条件を満たさなくなった場合は、新たに新規登録し利用者コードを取得してご利用ください。

例えば・・・

1,200 円のお部屋をご利用の場合は、

- ・市内に居住する 50 歳の団体（個人）の場合 1,200 円
- ・市内に居住する 60 歳以上（7 割以上の構成員）の団体の場合 600 円
- ・市内外に居住する阪南大学等の学生の場合 600 円
- ・市内に居住する障がい者の方の場合 600 円
- ・市外に居住する障がい者の団体の場合 1,200 円
- ・市外に居住する 60 歳以上の方が団体（個人）の場合 2,400 円

※キャンセルについて

キャンセルの際は、「使用許可取消申請書」を提出してください。

お支払いいただいたご利用料金は利用日の 21 日前までは全額、7 日前までは半額返金いたしますが上記期間経過後についてはお返しできません。

無断でキャンセルされた場合については全額お支払いの義務が発生いたします。

例えば、5 月 23 日に利用する場合・・・

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 21 日前	3	4	5	6
全額返金			半額返金			
7	8	9	10	11	12	13
半額返金						
14	15	16 7 日前	17	18	19	20
半額返金			返金不可			
21	22 前日	23 利用日	24	25	26	27
返金不可						

⑦ ご利用の制限

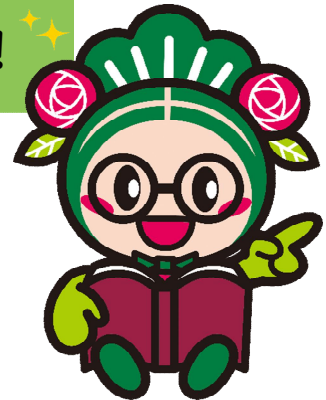
1. 次の内容でのお申し込みは受付できません。

- ・公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある場合
- ・施設や附属設備その他の器具備品等を破損・汚損または滅失させるおそれのある場合
- ・施設内での営利行為をするおそれのある場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる場合
- ・管理上支障があると判断する場合
- ・その他ご利用が不適切と判断する場合

2. 虚偽の申請・権利譲渡の禁止

- ・許可を受けた目的以外に施設を利用し、またはその権利を譲渡、転貸することはできません。
- ・申請内容の虚偽が発覚した場合、施設利用できなくなります。

施設利用のしおりを
よく読んで
ルールを守ってね! ✨



ご利用にあたって

施設のご利用にあたっては、松原市まつばらテラス（輝）条例及び松原市まつばらテラス（輝）条例施行規則に基づき、次のことをお守りいただきますようお願いいたします。

■利用者の方はテラス内の秩序を保つため必ず責任者を決めてください。

利用責任者は関係者及び入場者に責任をもってご指示くださいますようお願いいたします。

■ご利用内容の確認

把握をするために職員が立ち入りをさせていただく場合がございます。

■お守りいただく事項

- ・使用許可のない施設を利用したり、立ち入ったりしないでください。
- ・使用許可のない設備、器具を利用しないでください。
- ・貸室・利用想定人数を出来る限りお守りください。
- ・ご利用後の施設及び設備・器具は指示に従い元通りに戻してください。
- ・施設を破損、又は汚損するおそれのある行為をしないでください。
- ・許可を受けないテラス内及び敷地内に貼紙や釘打ちをしないでください。
- ・危険物や他人に迷惑となる物品又は動物（盲導犬、介助犬などを除く）を持ち込まないでください。
- ・許可なく火気の使用はできません。
- ・大きな音の出る楽器の練習や演奏会等には、ご利用の制限があります。
詳しくは窓口にお問合せください。
- ・所定の場所以外での飲食をしないでください。
（講座室、キラキラひろば、音楽室1、音楽室2、フィットネスルームでの飲食はできません。その他の場所での飲食は可能です。）
なお、飲酒はできません。
- ・全館禁煙となっております。
- ・中学生以下のお子さまのみでご利用いただくことはできません。
必ず保護者同伴をお願いいたします。
（登録は保護者のお名前をお願いいたします。お子さまだけのお手続きはできません。）
- ・電源利用を必要とする機材を持ち込みされる場合は必ず窓口へお申し出ください。
- ・ワイヤレスマイクの持ち込み使用につきましては、周波数によってご使用をお断りする場合がございます。
- ・許可を受けないで物品の展示、販売または広告類の掲示、配布をしないでください。
- ・ご利用時に出たゴミにつきましては、お持ち帰りください。
- ・使用後は室内等の清掃（モップがけ等）を行ってください。

- ・ご利用中の盗難につきましては一切責任を負いかねますので、注意してください。
- ・ご利用施設への電話のお取次ぎは、緊急時以外はお受けできません。
- ・他人に迷惑をかける行為をしないでください。
- ・その他、施設管理者の指示に従ってください。

■施設利用のしおりに記載されている内容以外のご利用は、窓口までご相談ください。

■チラシ・ポスター等ご作成の際は、記載事項に間違いがないよう、特にご利用の施設名称
詳細部分まで（例：会議室Ⅰ、音楽室Ⅰなど）正確にご記入ください。

■申請時の利用団体名・代表者名・住所・連絡先などに変更が生じた場合には、登録内容の
変更が必要となりますので、窓口までご連絡ください。また、個人情報については、当施設
からのお問合せ等に使用させていただく場合がございますが、それ以外の目的には一切使用
いたしません。

■駐車場、駐輪場について

- ・まつばらテラス（輝）には専用駐車場・駐輪場はありません。
車の場合は体育館併設の田井城今池総合第Ⅰ駐車場（有料）か、まつばらテラス（輝）
北側の田井城今池総合第Ⅱ駐車場（有料）をご利用ください。
自転車の場合は松原市文化会館西側の駐輪場をご利用ください。

■その他

- ・講座、催しなどで開場前に大勢の観客が並ばれることが予想される場合は、会場整理係を
開場時間前から、配置していただきますようお願いいたします。
- ・暴風警報発令時の施設利用はできません。暴風警報発令解除後はお問い合わせの上、
ご利用ください。
- ・新型コロナウイルス等感染症対策をしっかりと行いご利用ください。



会員 ID・パスワード記入欄

※ 忘れないように記入しておきましょう!!

団体名（個人名）	利用コード（会員 ID）			
	パスワード（4桁数字）			